

第3回 日野市 ユニバーサルデザイン推進条例検討委員会

開催日時	平成 19 年 4 月 23 日（月）午前 9 時 30 分～11 時 30 分
開催場所	午前学習会：日野市役所 5 階 505 会議室
出席者	委員 18 名（学識経験者 2 名、行政 3 名、身体障害者団体 3 名、関連市民団体 6 名、市民 4 名） サポート職員 10 名 事務局 9 名（都市計画課 4 名、日野市交通アクセスを考える会 1 名、コンサルタント 4 名）
配布資料	資料 1 次第 資料 2 日野市での『届出』及び『建築確認』の流れ 資料 3 席次表 学習会資料 ・日野市まちづくり条例の概要 ・建築確認の流れ ・日野市福祉環境整備要綱 整備項目チェックリスト ・日野市交通バリアフリー構想 ・日野市交通バリアフリー特定事業計画

1. 開会

資料等確認

視覚障害者団体代表の交代について：本委員会より、成川委員から田辺委員へ交代。田辺委員より就任に当たりご挨拶（趣旨は以下の通り）。

- ・約 200 名の視覚障害者が利用している「東京光の家」に職員として勤務している。彼らの意見を条例に反映するよう努めたい。
- ・ちょうど 2 週間前に盲導犬を飼い始めたが、その理由はまちを自由に歩きたかったということ。杖ではなかなか歩く「楽しみ」を見出すことは難しかったが、盲導犬と歩くようになって、歩行中、他のことも考えることができるようになった。障害者として、まちを散歩できるのは、基本的な人権の 1 つだと思う（「散歩権」というほどのことではないが）。まだ盲導犬と一緒に不便なところを改善し、杖をもった歩行者とともに楽しめるようなまちにしていきたい。

委員以外の出席者紹介（以下 2 名）

- ・国土交通省国土技術政策総合研究所 小塚清氏
- ・首都大学東京秋山研究室 磐村ひろ枝氏

2. 日野市の開発に関する届出について

1) 日野市における開発の流れについて

都市計画課が資料 2 に沿って、同市における開発時の手続の流れ全体について説明。

（委員長）1 つコメントしたいのは、坂道や宅盤のデザインについて、過去 20 年間手付かずで、全く考慮されていないという点である。水害を防ぐために道路から、2、3 段高くしたものの、高齢化が進み、利用しにくくなっている所がある。段差に関連し

て言えば、下水処理溝が道路の両端に位置しているが、中央集配システムを整備して段差をなくすなど、あわせて努力していく必要性がある。

2)【まちづくり課】日野市まちづくり条例の届出

まちづくり課が学習会資料に沿って、日野市まちづくり条例の目的・概要、届出対象、届出手続、指導基準、届出件数等について説明。

< 質疑応答 >

まちづくり条例対象外の建築物については、建築確認時以外で情報はない。

(委 員) コンビニエンスストア等 500 ㎡以下の建物については、まちづくり条例の対象外であるため、指導要綱からもれている恐れがあるが、その割合については把握しているのか。

(まちづくり課) 建築確認の手続きはなされるが、福祉関連では把握していない。

本委員会では、社会的弱者に配慮したユニバーサルデザインのまちづくりを推進するためのプログラムを策定することであり、個々の事業については事例として検討する。

(委 員) まず、多摩丘陵地帯を中心として、空き家率がかなり高くなっている(5 年前 7,000 件→現在 10,000 件) が、この理由として、段差があったり、3 階以上の団地にエレベーターが無かったり、自動車が入って行く事が出来ない点が挙げられる。これらの問題を解決できるような、バリアフリー、ユニバーサルデザイン条例の策定が望ましい。また、日野宿で開発計画検討委員をやっているが、市民から色々な問題が提起されている。例えば、将来的に、スポーツ公園近くに総合体育館(ふれあいセンター的なもの?) が出来るようだが、ゆりかごから墓場までといった社会的弱者を対象としたユニバーサルデザインのものをという要望がある。最後に中央福祉センター、児童館、公民館には現在、エレベーターが設置されていないところもあるため、予算制約もあるだろうが、総合的かつ多目的な施設へ造り替えて欲しい。ユニバーサルデザインに基づく生活関連施設になることを希望する。

(委員長) 昭和 50 年代にドイツの B プランを真似て策定された地区計画制度は、インフラ整備のためのもので、バリアフリーの観点は入っていないと言っても良い。丘陵地における坂道をどうするのかというのは、水害対策のために設けられた宅盤による段差をどうするのかとともに、重要な課題の 1 つである。2 つ目に挙げられた総合体育館については、具体的な場面において先行的に対応して欲しいということだと思うが、条例は開発を待つて規制を誘導するという性格のものであるため、担当者にがんばって頂くということであろう。

(委 員) 総合体育館(通称ふれあいホール) はこの委員会が出されたものに基づいて今後建築していく事になる。また中央公民館や図書館についても、将来の建替え計画についてはユニバーサルデザインを考慮したものになるよう検討していく予定であるため、よろしくお願い致したい。

(委員長) この委員会の目的は、日野市のまちづくり条例にユニバーサルデザインの観点を入れてつくりかえ、実際に対応するためのプログラムを策定することである。従って、個々については事例として検討するということをご理解頂きたい。

(委員) その際は、横断的かつ総合的な配慮に基づいたプログラムにして頂きたい。

3) [生活福祉課] 福祉環境整備要綱、東京都福祉のまちづくり条例について

生活福祉課が学習会資料に沿って、福祉環境整備要綱の概要・届出対象及び手続、指導基準や同要綱と東京都福祉のまちづくり条例との関係について説明。

(委員長) 国・都・市における法・条例・要綱はそれぞれレベルが異なっており、対象となる施設や面積は、市の方が厳しく定められている。チェックも細かいところまで及んでいるものの、日野市としては届出が少ないため、もっと厳しくすることも可能という理解でよろしいか。

(生活福祉課) その通り。

(委員長) ということは、規制をかなり強化することができるということだろう。尚、市からは、「条例」と「要綱」の違いについての説明はなかったが、前者はやらなければならないことであり、後者は「お願い」であって、相手が拒否すればそれまでのものである。また国や都の規定に沿って整備がきちんとされているのかをチェックするのも条例である。

< 質疑応答 >

東京都の福祉のまちづくり条例において、整備基準適合証の交付は限定的。

(委員) 確認だが、年間の届出が少ないというのは、何に対してなのか。

(生活福祉課) 東京都の福祉のまちづくり条例に対する届出のこと(年間当たり 6~7 件で、共同住宅やファミリーレストラン等がある)。

4) [建築指導課] バリアフリー新法と東京都建築物バリアフリー条例について

建築指導課が学習会資料に沿って、東京都建築物バリアフリー条例の対象や手続、届出状況等について説明。

< 質疑応答 >

福祉のまちづくりにおける手続きにおいて、関係各課の連携をとる必要がある。

(委員) 開発事業を行う場合、事前相談を「日野市福祉環境整備要綱」に基づき行うことになっているが、開発を伴わない場合(ふつうの建築物を1戸建て等)に、「日野市福祉環境整備要綱」や「東京都福祉のまちづくり条例」に該当するものについては、どの段階で届出等をする事になっているのか。

(建築指導課) 建築指導課において、建築確認を行う際は、「まちづくり条例」「日野市福祉環境整備要綱」「東京都福祉のまちづくり条例」との連携は基本的にない。建築確認

は建築基準法における関連項目のみチェックすることになっている（生活福祉課は福祉関連の法律に基づく）。

（生活福祉課）本来、建築指導課との連携は必要だと思うが、それぞれ個別に行っており、情報共有がされていないのが現状である。

（委員）ということは、性格のよろしくない建築主が建築確認証を欲しい場合、建築確認と建築物バリアフリー条例に関する届出は行うものの、左記条例に該当しないものについては努力義務ではないため、生活福祉課への届出をパスしたとしてもペナルティは科すような仕組みはないという理解でよろしいのか。

（建築指導課）その通り。

関係する法律や要綱の手続き、基準、内容等について、違いが明確になるように整理し直す。

（委員長）関連する法律や要綱の関係、特定建築物と特別特定建築物への対応方法、それらが日野市においてくる時、実際にどうなっているのか、素人でもわかるように整理して頂きたい。資料（フローチャート）で建築確認の流れも検討はつくのだが、言葉が足りない、矢印の意味がわかりにくい気がするため、再度整理・ご確認頂きたい。

（委員）各々の法律や要綱の基準が異なるという理解でよろしいか（例、都はゆるい 日野市は厳しい）。

（委員長）つまり、東京都で決められているトイレや駐車場は同じか、それともレベルが違うのかという質問だと思うが、国→都→日野市の順番で面積の基準は下がる（＝厳しくなる）。ただし、中身は殆ど変わらない。

（委員）出入り口の幅などは微妙に異なるが、一般的に小さな自治体になるほど、基準が厳しくなる。

（委員長）個々のデザインで、「共通のもの」「厳しくなるもの」があり、微妙に違うところが厳しく規定されているため、個々の建物を見ていく必要があるだろう。「厳しさ」についても、国から日野市のレベルで違いがわかるように、面積、内容、個々の部品といった項目別に図表等で整理した方が良いと思う。

（委員）バリアフリー法についても、まちづくり条例・日野市福祉環境整備要綱・東京都福祉のまちづくり条例・建築物バリアフリー条例との関連付けのために、表（資料２）に追加してはどうか。

（委員長）「利用円滑化基準」「利用円滑化誘導基準」「建築物バリアフリー条例」「日野市福祉環境整備要綱」と４階層あり、施設ごとに異なっているため、わかりやすくまとめて頂きたい。

（事務局）承知。

建築確認の流れと組織体制についてが、今後の検討事項の柱となる。

（委員）建築指導課と生活福祉課といった関連組織間の連携が現在ないということだが、ユニバーサルデザイン推進条例は様々な課にまたがるものになる。この委員会では、届出のルートで、もれがないようにどう市で対応していくべきか、仕組みを考えて

いく必要がある。

(委員長) まず建築確認の流れであり、もう1つは組織の体制を考えるということだろう。

(委員) 健康福祉部にて、バリアフリー関連についてより分かりやすい資料を用意・説明させて頂きたい。

(委員長) それぞれの制度や枠組み、庁内の作業の動きをわかりやすく整理するとともに、それは市が作りたいと考えている条例に関する大きなスケルトンとリンクする形で行ったほうが良いと思う。「将来こういう方向にいきたいので、こういう資料が必要」という流れで作業を進めて頂きたい。

3. 交通バリアフリー基本構想について

1) 交通バリアフリー基本構想について

事務局が資料に沿って、日野市における交通バリアフリー整備箇所や整備の際の段取りについて説明。

2) 意見交換

触知図だけでなく、より有効性の高い音響サービスをつけることが重要。また、自動車規制も視野に入れた「歩行権」を条例として定めることも検討すべき事項である。

(委員) 高幡不動駅の際の視覚障害者に対する説明会は、触知図を含めて評判が良い。ただ1点、音声サービスも付けて頂きたい。また豊田駅周辺は放置自転車がかかり減少し、誘導ブロックも相対的に非常に整備されており、視覚障害者が歩きやすい箇所となっている。一方、西友前等、これから整備していく必要な箇所もあり、その場合は、視覚障害者と盲導犬、さらにもう1人ぐらいは通行可能な広さの歩道が出来ることを期待している。

また散歩権に関連するが、広い道が比較的整備されつつある一方で、路地は車の抜け道となっており、スピード違反の車の通行も多い。車と歩行者が分離していない道路については、ユニバーサルデザイン推進条例という大きな流れで車を制限するなどして頂きたい。これは、障害者だけでなく、小学生が安心して歩行するためにも不可欠だろう。

(委員長) 触知図は平成6年の公共交通に関するガイドラインに組み込まれたものであるが、平成11年の交通バリアフリー法では廃止の方向で議論が進んでいたものの、代替案がなかったため、現在では触知図と音響サービスの併用という形になっている。ただし、平成13年には音のガイドラインが策定され、テスト鉄道駅にトイレを含め5箇所音響サービスを付けたことがある。アクセスしてもわかりにくい触知図より、音響サービスの方が有効性ははるかに高いと思われるため、触知図設置の際は、プラスαをかなり考慮して整備して頂きたい。

2つ目の裏道が危険という話だが、交通バリアフリー法は欧米と比べ、日本は世界でも最も進んでいるものの、地区の中の安全化についてはイギリス等と比較して、まだまだ遅れている(日本は1995年にコミュニティゾーンという形で取り組みが

始まったが、重要なことは、交通バリアフリー法の網をかけた上に、交通計画が入っていること。つまり、地区交通計画はコミュニティゾーンなどの手法を使って実施するものであるが、これが日本では抜けている。おそらく、その上に地区計画があり、インフラ整備を進めていく事になるのだろう。つまり何層にもなっているということであり、交通バリアフリー法だけが万能ではなく、ユニバーサルデザインということですべてが進むわけではない。多様な事業を重ねていく、多様な手法を開発する努力が求められている。

3 つ目の道路については、市レベルで計画論を展開することが可能であるため、日野市に合った歩きやすいまちをつくっていけば良いと思う。環境問題とも関連するが、自動車交通をどう抑制するか、日野市の明確な考えを打ち出さないとつくるのは困難だと思う。「歩行権」を条例として提出しても良いのではないか。例えば、ヨーロッパは 9/22 は Car Free Day でかなりの都市部は全面的な通行止めをしているし、二酸化炭素規制を考える上で、日本の自動車規制はまだ甘い。また、Plan-Do-Check-Action については、既にフランスが 5 年ごと定期的にチェックすることを法律で定めている。都市については、バリアを除くだけでなく、「すべてを良くする」という方向で取り組んで頂きたい。この委員会に対応できなければ、次の機会に引き継ぐ形でお願いしたい。

4．事務連絡

第 2 回委員会の議事録で、修正箇所に関する締切りは 4/27（金）

次回日程については、郵送で通知

5．閉会

以上